

消防だより

令和4年(2022年)
3月末現在の出動件数

有田川町消防本部	52・5950	火災	6件
吉備金屋消防署	52・5950	救急	337件
清水消防署	25・1243	救助	5件

令和4年度全国統一防火標語 「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

住宅用火災警報器を正しく維持管理しましょう

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経過しました。ご自宅の正しい場所に設置できていますか。就寝中、火災に気づかず逃げ遅れてしまうのを防ぐため全ての寝室に住宅用火災警報器の設置が必要です。また、寝室が2階にある場合は階段にも設置が必要です。

設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、本体の電子部品の劣化などにより、正常に作動しないことがあります。いざという時、正常に作動するように定期的に点検を行ってください。点検方法は「ボタンを押す」「紐を引く」など簡単に行えます。家族の命や財産を守るため、適切な場所に設置し、維持管理しましょう。



緊急自動車の通行にご協力を！

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急の業務を行うため、一刻も早く災害現場や病院に到着する必要があります。そのため、赤信号であっても交差点に進入できるなどの特例が認められています。

急ブレーキや急な進路変更は、搬送している傷病者の症状を悪化させてしまったり、交通事故を起こしたりする危険性が高くなります。緊急自動車が安全に走行するためには、皆さまのご協力が必要です。緊急自動車サイレンを鳴らして走行してきた場合は、慌てずに進路を譲っていただき、スムーズな走行ができるようご協力をお願いします。

身につけよう！心肺蘇生法

あなたの身のまわりで突然誰かが倒れてしまったら…。

大切な命を救うためには、そばにいる人が応急手当てを行うことが非常に重要です。救急車が到着するまで心肺蘇生が行われた場合、生存率や社会復帰率が高くなります。

大切な家族や友人の命を守るためにも、心肺蘇生法について学んでみませんか。インターネット環境があれば、パソコン、スマートフォンで心肺蘇生法の基礎知識を学ぶことができます。



総務省消防庁
「一般市民向け
応急手当て
WEB講習」



病院の案内

「救急車を利用するほどではないけど、受診できる病院がわからない」という方に、受診可能な医療機関を案内しています。

- 和歌山医療情報ネット
スマートフォンやパソコンなどで「わかやま医療情報ネット」と検索する。
- 救急医療情報センター ☎ 073-426-1199 (24時間対応)
- こども救急相談ダイヤル(平日19時～翌朝9時、土日祝9時～翌朝9時)
☎ # 8000 (プッシュ回線・携帯電話) ☎ 073-431-8000 (ダイヤル回線・IP電話)

※消防署では、心肺蘇生法やAEDを使用した救急講習会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせている場合があります。受講を希望される場合は消防署にお問い合わせください。